

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ハ 役員及び重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号ロ(2)及び(3)に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号ロ(2)及び(3)に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作</p>

成した誓約書)

二・ホ (略)

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があつた場合に、新たに会計参与となつた者に係る次に掲げる書類

イ 会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

ロ 別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書

ハ 会計参与の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書)又はこれらに代わる書面(会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書)

ニ 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ 別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

成した誓約書)

ハ・ニ (略)

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があつた場合に、

会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し、別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書及び住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書)又はこれらに代わる書面(会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書)並びに別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第 1 号 (第 15 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「変更後」欄に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第 1 号 (第 15 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>(新設)</p>